

苓北町議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、議員間のハラスメント及び議員と職員等との間におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定め、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、全ての議員及び職員等が個人としての尊厳を尊重され、良好な議員の活動環境及び職員の勤務環境を確保することで町政の効率的運営に寄与し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (2) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、町民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントを行った事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っているとは認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。また、議会事務局の職員を相談員とする。

(事実関係の把握)

第5条 議長は、議員から第3条第3項の規定による報告があったとき、議員又は議会事務局職員からハラスメントに関する申出があったとき、若しくは町長から、議員による職員等（議会事務局職員含む。）へのハラスメントに関する通知があったときは、必要に応じて報告者、申出者、相談者、当事者等に対

して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

(対応措置)

第6条 議長は、前条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて申し出た議員又は職員等の被害回復においても必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前条及び前項の規定による調査並びに措置を行うに当たっては、議会運営委員会の意見を聞くものとする。ただし、議会運営委員会の委員の中に申出者、当事者等がある場合は、当該委員は除斥される。

3 議長は、前条及び第1項の規定による調査並びに措置を行うに当たっては、第三者の意見を聴取することができる。

4 議長は、第1項の規定による必要な措置として、当該議員の氏名、申出又は通知の内容、調査結果及び対応措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。この場合、議長は、議会運営委員会（前項により第三者の意見を聴取した場合は当該第三者、次条の規定による審査会を設置した場合はその審査会）の意見を聞くものとする。

(審査会)

第7条 議長は、第5条の調査及び前条第1項の措置を行うに当たり、必要に応じて第三者による審査会を設置することができる。

2 審査会の組織及び運営については、議長が別に定める。

(職務代行)

第8条 議長が第5条の調査及び第6条第1項の措置の対象となった場合は副議長が、議長及び副議長が共に対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修)

第10条 議長は、ハラスメントの防止等を図るため、議員に対し必要な研修を実施しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。